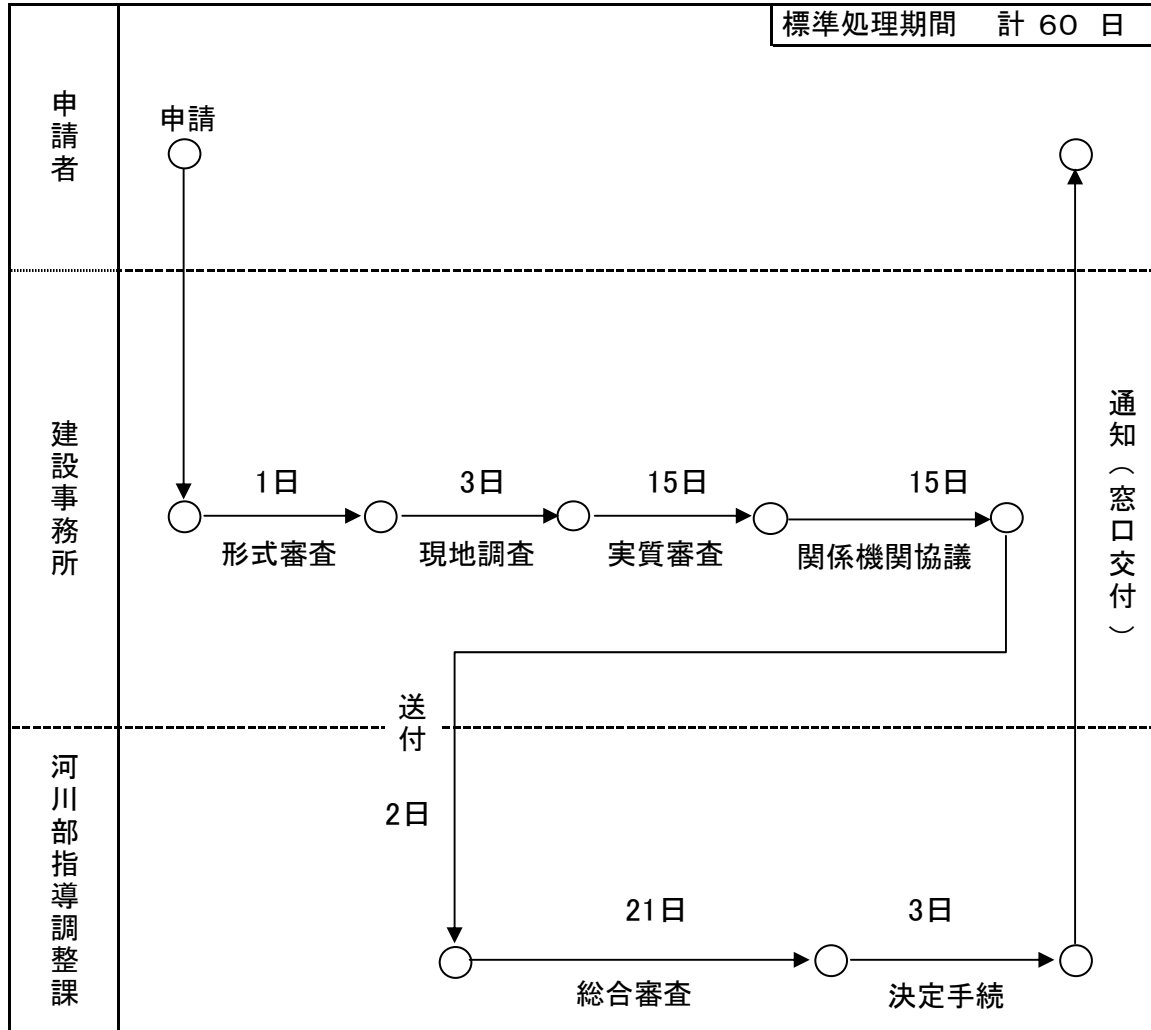


事務処理フロー図

事務名 工作物の新築等の許可
《事務処理フロー図》

作成部署 建設局河川部指導調整課 電話41-445
《事務処理フロー図の説明》



| 項番 | 項目 | 説明 |
|----|--------|--|
| 1 | 形式審査 | 提出された申請書に記載漏れがないか、添付書類がそろっているかどうか審査します。 |
| 2 | 現地調査 | 該当箇所について現地調査を行い、申請書に記載されている河川の現況について確認します。 |
| 3 | 実質審査 | 申請内容について審査基準を満たしているかどうかを審査します。 |
| 4 | 関係機関協議 | 該当箇所に関係する他の河川管理者(関係特別区長・他の建設事務所長)に意見照会します。 |
| 5 | 送付 | 経由機関としての事務所の審査が終了した申請書を、処理機関である河川部指導調整課へ送付します。 |
| 6 | 総合審査 | 関係各課に意見照会し、河川の計画諸元や改修工事との整合性を図り、審査基準等に照らし合わせ総合的に審査します。 |
| 7 | 決定手続 | 許可の諾否について、河川部長が決定します。 |
| 8 | 通知 | 申請者に通知します。 |
| | | |
| | | |